

○ 新潟県安全・安心なまちづくり庁内推進本部

新潟県安全・安心なまちづくり庁内推進本部設置要綱

（目的）

第1条 県民が、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、犯罪が発生しにくい環境づくりを、全庁を挙げて総合的かつ効果的に推進するため、「新潟県安全・安心なまちづくり庁内推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 安全・安心なまちづくりの基本的な方針の策定及び施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 「新潟県安全・安心なまちづくり推進協議会（仮称）」の連携支援に関すること。
- (3) その他安全で安心なまちづくりの推進上の重要事項に係る協議及び調整に関すること。

（組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事及び警察本部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

（職務）

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、副知事である副本部長がその職務を代行する。

（会議）

第5条 会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に出席を求めることができる。

（幹事会）

第6条 推進本部の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって充てる。
- 3 幹事長は、県民生活・環境部長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、県民生活課長、警察本部生活安全企画課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 6 前項の構成員に加え、会議の議題に応じ、会議の構成員たる各部主管課の課長が必要と認める部内各課の課長及び幹事長が必要と認める各課の課長を構成員とすることができる。
- 7 幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

(ワーキンググループ)

第7条 幹事会の円滑な運営に資するため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、別表2に掲げる関係課により構成し、係長クラス実務担当者をもって充てる。

3 ワーキンググループリーダー（以下「リーダー」という。）は、県民生活課参事をもって充てる。

4 ワーキンググループは、リーダーが招集し、これを主宰する。

(事務局)

第8条 推進本部の事務局は、県民生活課に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年6月2日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(別表1)

本 部 員	知事政策局長
	総務管理部長
	県民生活・環境部長
	防災局長
	福祉保健部長
	産業労働観光部長
	農林水産部長
	農地部長
	土木部長
	交通政策局長
	病院局長
	企業局長
	教育長
	警察本部生活安全部長

(別表2)

幹 事	知事政策局	政策課長 広報広聴課長
	総務管理部	財政課長
	県民生活・環境部	県民生活課長
		消費者行政課長
	防災局	防災企画課長
	福祉保健部	福祉保健課長
		児童家庭課長
	産業労働観光部	産業政策課長
	農林水産部	農業総務課長
	農地部	農地管理課長
	土木部	監理課長
	交通政策局	交通政策課長
	病院局	総務課長
	企業局	総務課長
		総務課長
		生涯学習推進課長
	教育庁	保健体育課長
		生活安全部参事官 (犯罪抑止総合対策担当)
		生活安全企画課長
警察本部	少年課長	

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

平成 17 年 7 月 22 日

新潟県条例第 59 号

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例をここに公布する。

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）
 - 第 2 章 県民等による犯罪防止のための自主的な活動の促進（第 11 条—第 13 条）
 - 第 3 章 学校等における安全確保等（第 14 条—第 17 条）
 - 第 4 章 道路等の防犯性の向上（第 18 条・第 19 条）
 - 第 5 章 住宅の防犯性の向上（第 20 条—第 22 条）
 - 第 6 章 事業活動における防犯への配慮（第 23 条—第 25 条）
 - 第 7 章 犯罪被害者等に対する支援（第 26 条）
 - 第 8 章 防犯カメラの設置等の場合における配慮（第 27 条）
 - 第 9 章 指針の策定手続（第 28 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）について、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備するための基本的な事項を定め、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 安全で安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域自ら守る、という防犯意識の下に、県民、事業者及び自治会その他の地域的な共同活動を行う団体（以下「自治会等」という。）（以下「県民等」と総称する。）による犯罪の防止のための自主的な活動を基本としなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、県、市町村及び県民等が、それぞれの役割についての相互理解の下に連携し、及び協力して推進されなければならない。

3 安全で安心なまちづくりは、基本的人権を尊重して行われなければならない。

（県の責務）

第 3 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

（県民の役割）

第4条 県民は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に積極的に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 県民は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、当該事業者が所有し、又は管理する施設及びその事業活動に関し、自ら安全の確保に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の取組)

第6条 自治会等は、基本理念にのっとり自主的な活動に取り組むとともに、地域の実情に応じてその地域において行われる犯罪の防止に関連する各種活動と連携して、安全で安心なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

(市町村への支援及び協力)

第7条 県は、安全で安心なまちづくりの推進に果たす市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

(財政上の措置)

第8条 県は、安全で安心なまちづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第9条 県は、安全で安心なまちづくりに関する施策を推進するため、県、市町村、県民等及び関係機関が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

2 県は、市町村が行う安全で安心なまちづくりの推進体制の整備に当たっては、情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

(推進計画の策定等)

第10条 県は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、安全で安心なまちづくりに関する推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 県は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、県民等の意見を聴くとともに、公表するものとする。

3 県は、推進計画の進捗状況について、公表するとともに、県民等が評価を行うための措置を講ずるものとする。

第2章 県民等による犯罪防止のための自主的な活動の促進

(広報及び啓発)

第 11 条 県は、安全で安心なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 県は、県民等の安全で安心なまちづくりへの関心及び理解を深めるため、安全で安心なまちづくり旬間を設ける。

3 安全で安心なまちづくり旬間は、10月11日から同月20日までとする。

(県民等の自主的な活動の促進)

第 12 条 県は、県民等が行う安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を促進するため、県民等に対する必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(高齢者等の安全確保)

第 13 条 県は、高齢者、子どもその他特に防犯上の配慮を要する者が犯罪による被害を受けないようにするため、市町村及び県民等が連携して地域ぐるみの支え合いが行われるように、県民等に対する必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第3章 学校等における安全確保等

(学校等における安全確保)

第 14 条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校及び保育所等の児童福祉施設（以下「学校等」という。）を設置し、又は管理する者は、学校等において乳幼児、児童及び生徒（以下「子ども」という。）が犯罪による被害を受けないようにするための安全の確保（以下「安全確保」という。）に努めるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、安全確保のための指針を定めるものとする。

(安全確保の体制整備等)

第 15 条 学校等を設置し、又は管理する者は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、子どもの保護者及び地域における犯罪の防止のための自主的な活動を行う県民等の参加を求めて、安全確保に係る対策を推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

2 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等における安全確保に係る対策の実施について、必要な情報の提供、助言等を行うよう努めるものとする。

(安全確保に係る教育の充実)

第 16 条 県は、学校等、家庭及び地域と連携して、子どもが犯罪に遭わないための教育及び犯罪を起こさないための教育の充実が図られるよう努めるものとする。

(通学路等における安全確保)

第 17 条 通学、通園等の用に供される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）を管理する者、子どもの保護者、学校等を管理する者、当該学校等の所在する地域の住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等における安全確保のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、通学路等における安全確保のための指針を定めるものとする。

第4章 道路等の防犯性の向上

(犯罪防止に配慮した道路等の普及)

第18条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(犯罪防止に配慮した駐車場の整備等)

第19条 自動車駐車場又は自転車駐車場（以下「駐車場」と総称する。）を設置し、若しくは設置しようとし、又は管理し、若しくは管理しようとする者は、前条第2項の指針に基づき、当該駐車場を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ぱちんこ屋その他の駐車場における犯罪の防止に特に配慮を要する施設として公安委員会規則で定める施設に駐車場を設置しようとする者は、その所在地を管轄する警察署長に防犯上の意見を求めるよう努めるものとする。

3 前項の規定により意見を求められた警察署長は、犯罪の防止のために必要な助言を行うものとする。

第5章 住宅の防犯性の向上

(犯罪防止に配慮した住宅の普及)

第20条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(住宅の犯罪防止への配慮)

第21条 住宅の建築主及び住宅を設計し、建築し、又は供給しようとする事業者（以下「建築主等」という。）並びに共同住宅を所有し、又は管理する者は、前条第2項の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住宅の防犯性向上のための情報提供等)

第22条 県は、建築主等、住宅を所有し、又は管理する者等に対し、住宅の防犯性の向上のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

第6章 事業活動における防犯への配慮

(防犯責任者の設置等)

第23条 事業者は、その所有し、又は管理する施設及び事業活動における防犯上の安全の確保のため、事業所ごとの実情に応じて、従業員への防犯教育、防犯設備の維持管理等

を行う責任者を設置するなど、犯罪の防止に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪防止に配慮した店舗等の整備等)

第24条 次に掲げる事業者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備に努めるものとする。

(1) 銀行、信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合、農業協同組合、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者並びに郵便局株式会社（以下「金融機関等」と総称する。）

(2) ぱちんこ屋を営む者

(3) 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において小売業を営む店舗で公安委員会規則で定めるもの（以下「特定小売店舗」という。）において事業を営む者

2 警察署長は、その管轄区域において金融機関の店舗、ぱちんこ屋の店舗、特定小売店舗その他犯罪の発生するおそれが特にあると認められる店舗を設置し、若しくは設置しようとし、又は管理し、若しくは管理しようとする者に対し、当該店舗等の防犯性の向上のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪防止に配慮した自動車等の普及)

第25条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造及び装置を有する自動車等の普及に努めるものとする。

第7章 犯罪被害者等に対する支援

第26条 県は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動を促進するための支援その他の犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国、市町村その他の関係機関並びに前項に規定する民間の団体と連携して行うものとする。

第8章 防犯カメラの設置等における配慮

第27条 道路、公園その他の不特定多数の者が出入りする公共の場所に防犯カメラ（犯罪の防止を目的として継続的に設置される映像機器及びこれに附属する機器をいう。以下同じ。）を設置し、及び利用する場合には、その設置者は、次項の指針に基づき、人権を侵害することのないように配慮するものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、防犯カメラの設置及び利用に関する指針を定めるものとする。

第9章 指針の策定手続

- 第 28 条 知事、教育委員会又は公安委員会は、第 14 条第 2 項、第 17 条第 2 項、第 18 条第 2 項、第 20 条第 2 項及び前条第 2 項の指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 知事、教育委員会又は公安委員会は、前項に規定する指針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 県は、この条例の施行後 3 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成 19 年条例第 48 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 60 号)

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 115 号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日=平成 19 年 12 月 19 日)

附 則(平成 20 年条例第 24 号)

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則

平成 17 年 7 月 22 日
新潟県公安委員会規則第 17 号

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則を次のように定める。

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 17 年新潟県条例第 59 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定施設)

第 2 条 条例第 19 条第 2 項に規定する駐車場における犯罪の防止に特に配慮を要する施設は、次に掲げるものとする。

- (1) ぱちんこ屋
- (2) 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗

(特定小売店舗)

第 3 条 条例第 24 条第 1 項第 3 号に規定する犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備に努めるものとする特定小売店舗は、次に掲げるものとする。

- (1) スーパーマーケット(セルフサービス店(売場面積の 50 パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店舗をいう。以下同じ。))で、衣食住に関する各種の商品を販売し、その売場面積が 250 平方メートル以上のものをいう。)
- (2) コンビニエンスストア(飲食料品を中心に販売し、かつ、1 日 14 時間以上営業しているセルフサービス店で、その売場面積が 250 平方メートル未満のものをいう。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 17 年新潟県条例第 59 号)第 14 条第 2 項の規定に基づき、安全確保のための指針を次のように定める。

平成 17 年 10 月 20 日

新潟県知事 泉田 裕彦
新潟県教育委員会委員長 敦井 栄一
新潟県公安委員会委員長 小林 宏一

学校等における子どもの安全確保のための指針

第 1 通則

1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成 17 年新潟県条例第 59 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、乳幼児、児童及び生徒（以下「子ども」という。）の安全を確保するための必要な方策を示すことにより、学校等（※注）における子どもの安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校等の管理者等」という。）に対して、学校等における子どもの安全を確保するための具体的方策等を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、学校等の管理体制の整備状況等、地域や学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第 2 具体的方策等

学校等の管理者等は、子どもの安全を確保するため、その責任者（安全主任等をいう。）の設置及び教職員等による校内組織の整備を行うことにより、安全管理体制を確立するとともに、保護者、地域、関係機関及び関係団体との連携を図り、安全推進体制の整備に努めるものとする。

1 安全確保対策

学校等の管理者等は、平常時における安全体制を確立するため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入防止策の策定
 - ① 出入口の限定
 - ② 門扉の施錠等の措置
 - ③ 不審者の侵入を禁止する旨の立て札、看板の設置
 - ④ 来訪者用の入口及び受付の明示

- ⑤ 来訪者に対する名簿の記入及び来訪者証の使用の要請
 - ⑥ 子どもの送迎時における保護者の確認
 - ⑦ 来訪者へのあいさつ、声掛けの励行
 - ⑧ 不審者の侵入を防ぐための防犯カメラ等監視装置の効果的な運用
 - ⑨ 不審者の侵入防止や死角の排除等を目的とした教室、職員室等の配置の検討
 - ⑩ 不審者が侵入しようとし、又は侵入した場合に対処するための防犯ベル等の緊急通報装置の設置
 - ⑪ 巡視、巡回の実施
- (2) 校外活動時における安全確保策の策定
- ① 防犯ブザーの貸与、携行等
 - ② 校外活動訪問先等の校外機関との連絡・連携
 - ③ 校外活動時の連絡通報体制の整備
- (3) 休日等における安全確保策の策定
- ① 始業前、放課後、部活動が行われる休日等（以下「休日等」という。）の活動における防犯体制の整備
 - ② 学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置
- (4) 「不審者侵入時の危機管理マニュアル」（以下「危機管理マニュアル」という。）の策定

2 施設・設備の点検及び整備

学校等の管理者等は、学校等の安全管理を徹底するため、次のような施設・設備の点検及び整備に努めるものとする。

- ① 門扉、囲障、外灯、施設の出入口、窓、鍵等
- ② 防犯警報装置（警報ベル、ブザーなど）、防犯カメラ等の防犯設備
- ③ 校内放送設備等の通報装置、警察等への非常通報装置等の防犯設備
- ④ 死角の原因となる障害物（植栽等）
- ⑤ 避難の妨げとなる障害物（植栽等）
- ⑥ さすまた、防犯スプレーその他の不審者侵入に備えた防犯用具等

3 緊急時に備えた安全体制の確立

学校等の管理者等は、不審者が侵入し、子どもに危害が及び危険が迫った場合等の緊急時に備えるため、「危機管理マニュアル」に基づき、次の事項の徹底に努めるものとする。

- ① 教職員等の危機管理意識の向上を図るための研修・訓練の計画及び実施
- ② 子どもの安全確保に有効な用具（さすまた等）の設置場所や使用方法
- ③ 職員室等への緊急連絡方法（緊急通報装置等の設置場所や使用方法等）
- ④ 子どもの避難誘導方法
- ⑤ 警察署、消防署等の関係機関への通報方法
- ⑥ 保護者、地域への連絡方法
- ⑦ 子どもの登下校方法
- ⑧ 遠足等校外での教育活動における緊急時の連絡方法
- ⑨ 休日等の緊急連絡方法

4 関係団体、関係機関等との連携

(1) 保護者、地域及び関係団体との連携

学校等の管理者等は、保護者、地域及び関係団体（P T A、自治会、青少年育成団体等）と連携し、子どもの安全を確保するため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- ① 学校等の敷地内及び周辺パトロールの協力体制の確立
- ② 「こども110番の家」との連絡協力
- ③ 不審者を発見した場合の学校等への通報体制の確立
- ④ 不審者情報等の周知の方法の確立
- ⑤ 子どもの登下校時等における見守り活動

(2) 市町村、警察署、消防署その他の関係機関との連携

学校等の管理者等は、市町村、警察署、消防署その他関係機関との連携を図り、子どもの安全を確保するため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- ① 学校等の内外の巡回及び安全確保のための協力体制の確立
- ② 関係機関の協力による安全教室、防犯訓練、緊急救命訓練等の実施
- ③ 緊急時の連絡体制の確立
- ④ 医療機関等との連携による心のケアを含めた対応
- ⑤ 近隣学校を含めた関係機関による不審者情報等の相互連絡体制の確立

(注) 「学校等」とは、次の施設をいう。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)
- (2) 学校教育法第83条の2に規定する専修学校のうち高等課程にかかるもの
- (3) 学校教育法第83条第1項に規定する各種学校で、主として外国人の児童、生徒又は幼児に対して学校教育に類する教育を行うもの
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設及びへき地保育所
- (5) 児童福祉法第6条の2第12項に規定する事業(放課後児童健全育成事業)を行う施設

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 17 年新潟県条例第 59 号)第 17 条第 2 項の規定に基づき、通学路等における安全確保のための指針を次のように定める。

平成 17 年 10 月 20 日

新潟県知事	泉田 裕彦
新潟県教育委員会委員長	敦井 榮一
新潟県公安委員会委員長	小林 宏一

通学路等における子どもの安全確保のための指針

第 1 通則

1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 17 年条例第 59 号)第 17 条第 2 項の規定に基づき、乳幼児、児童及び生徒(以下「子ども」という。)の安全を確保するための必要な方策を示すことにより、通学、通園等の用に供される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等(以下「通学路等」という。)における子どもの安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、通学路等における子どもの安全確保のための具体的方策等を示すものである。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、通学路等の状況、地域住民の意見等、地域や学校等(※注 1)の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第 2 具体的方策等

1 地域ぐるみの安全確保の取組

通学路等を管理する者、子どもの保護者、学校等を管理する者、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、次により通学路等の安全確保に努めるものとする。

- (1) 推進体制の整備
安全確保に向けた情報・意見の交換及び活動を推進するための協力体制の整備
- (2) 不審者情報の共有化等
 - ① 通学路等における不審者のはいかい、子どもの未帰宅等の事案に関する情報の警察への早期通報
 - ② 地域における情報共有化のための連絡体制や、これらの情報に応じたパトロール実施等の迅速な対応を講ずるためのシステムの整備
- (3) 通学路等の安全点検・パトロール活動の実施
通学路等における犯罪を防止するための、地域ぐるみの体制の整備による安全点検やパトロール活動の実施
- (4) 関係者への協力要請
通学路等において、犯罪を防止する上で特に配慮すべき事項や危険箇所を把握した場

合における、その管理者等に対する改善要望及び通学路等の安全性を向上させるための関係者への協力要請

(5) 安全情報の周知

通学路等における危険箇所、地下道等の特に安全上注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番・駐在所、「こども 110 番の家」等の所在を記載した安全マップの作成・配布等、子どもの安全確保にかかる情報の周知及び注意喚起を図るための取組

2 学校等の体制整備及び安全教育等の推進

(1) 学校等の体制整備

学校等の管理者は、子どもの安全を確保するため、その責任者（安全主任等）の設置及び教職員等による校内体制の整備を行うことにより安全管理体制を確立するとともに、保護者、地域及び関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）と連携し、安全推進体制の整備に努めるものとする。

(2) 通学路の指定

学校等の管理者は、保護者及び関係機関等と連携し、地域の実情に応じた安全な通学路の指定に努めるものとする。

(3) 安全教育等の推進

学校等の管理者は、保護者及び関係機関等と連携し、次により安全教育等の推進に努めるものとする。

① 実践的な安全教育の実施

ア 危険を予測し回避する能力や、危険に遭遇した場合の具体的な対処方法を身に付けさせるための実践的な指導

イ 安全マップ作成への子どもの参画及び安全マップを活用した危険箇所の周知等

ウ 不審者に遭遇した場合等における、警察への通報及び保護者や学校等への速やかな連絡の徹底

エ 複数名による登下校等の指導

② 保護者に対する要請等

家庭における安全教育の実施及び子どもが不審者に遭遇した場合や子どもの未帰宅事案が発生した場合の速やかな 110 番通報等の要請

3 通学路等における安全な環境の整備基準

次の基準により、通学路等における安全な環境の整備に努めるものとする。

(1) 防犯灯等の整備

防犯灯、道路照明灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（※注2）が確保されていること。

(2) 見通しの確保

周囲からの見通しが確保されていること。ただし、死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の設備が整備されていること。

なお、通学路については、降雪期には除排雪による見通しの確保に配慮すること。

(3) 歩車道の分離等

道路については、構造上可能な場合は、歩道と車道とが分離されていること。また、歩車道の分離が不可能な場合は、防護柵の設置等の工夫により安全が確保されていること。

なお、降雪期には除排雪による歩車道の幅員確保に配慮すること。

(4) 緊急時の子どもの保護拠点の設置

通学路等の周辺に「こども 110 番の家」等の緊急時に子どもを保護する拠点が設けられ、また、必要に応じて防犯ベル等の防犯設備等が設けられていること。

(5) 子どもの安全確保上特に注意を払うべき通学路等への防犯設備の設置

地下道等の子どもの安全確保上特に注意を払うべき箇所には、防犯ベル等の通報装置が設けられていること。

(6) その他の安全対策

通学路等の実情に応じ、危険箇所の注意表示、施設の安全点検、駐車禁止、車の進入規制等の措置を講ずること。

(注1) 「学校等」とは、次の施設をいう。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)

(2) 学校教育法第83条の2に規定する専修学校のうち高等課程にかかるもの

(3) 学校教育法第83条第1項に規定する各種学校で、主として外国人の児童、生徒又は幼児に対して学校教育に類する教育を行うもの

(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設及びへき地保育所

(5) 児童福祉法第6条の2第12項に規定する事業(放課後児童健全育成事業)を行う施設

(注2) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。)が概ね3ルクス以上のものをいう。

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 17 年新潟県条例第 59 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路等について、犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する指針を次のように定める。

平成 17 年 10 月 20 日

新潟県知事 泉田 裕彦
新潟県公安委員会委員長 小林 宏一

道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

第 1 通則

1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成 17 年新潟県条例第 59 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する方策を示し、防犯性の高い道路等を普及させることにより、犯罪を未然に防止する環境を整備することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者及びこれらの者以外の者で道路等に防犯対策を講じようとする者に対し、防犯性の向上に係る企画・設計及び施設整備上配慮すべき事項を示し、その自発的な取組を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針の規定は、道路等に占用物件を設置し、又は管理する者（道路等の管理者等を除く。）においても配慮すべきものである。
- (4) この指針の適用に当たっては、関係法令の制約等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。

また、この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案するとともに、関係者と協議し、特に犯罪の防止への配慮が必要な道路等を選定した上で実施することとし、県民等との協働による取組により一層の防犯性の向上に努めるものとする。

- (5) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第 2 配慮すべき事項

1 道路

- (1) 歩道と車道の分離

道路の構造や周辺の状況等を勘案し、必要に応じ防護柵や植栽等により歩道と車道が分離されたものであること。

- (2) 見通しの確保

安全施設や植栽等について、種類や配置が考慮され、道路における見通しが確保され

ていること。

(3) 明るさの確保

防犯灯及び道路照明灯（注1）が適切に設置されることにより、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）が確保されること。

(4) 防犯設備の設置

地下道等の防犯上特に注意を払うべき箇所においては、必要に応じ防犯ベル等の防犯設備が設置されていること。

2 公園

(1) 見通しの確保

植栽については、園路に極力死角をつくらぬよう配置されるとともに、見通しを確保するため、下枝のせん定等の措置がとられていること。

(2) 見通しに配慮した遊具の設置

遊具については、周辺から見通すことができるような配置になっていること。

(3) 防犯設備の設置

公園内に防犯ベル等の防犯設備が設置されていること。

(4) 明るさの確保

園路における公園灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

(5) 便所を設置する場合の配慮事項

公園内に便所を設置する場合は、次に定める項目に配慮すること。

- ① 園路及び道路から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所に設置されていること。
- ② 建物の入口付近及び内部において、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(注3)が確保されていること。
- ③ 個室等で非常事態が発生した場合に備え、防犯ベル等が設置されていること。

3 自動車駐車場及び自転車駐車場

(1) 見通しの確保及び区分

自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「駐車場等」という。）の外周は、周辺の状況等を勘案し、周囲からの見通しが確保できるフェンス等で区分された構造とすること。

(2) 具体的措置

駐車場等の管理にあたっては、その規模に応じて次の防犯上の対策のうち必要と考えられる措置を講ずるものとする。

- ① 管理者が常駐し、又は巡回する。
- ② 管理者がモニターするためのカメラを設置する。
- ③ 死角をなくすためのミラーその他の防犯設備を設置する。
- ④ チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等の自転車の盗難防止措置を講ずる。

(3) 明るさの確保

地下又は屋内の駐車場等については、駐車のために供する部分の床面において3ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場については、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。ただし、これらの照度の確保に代

えて、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合はこの限りでない。

注1)「道路照明灯」とは、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである。

注2)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）が概ね3ルクス以上のものをいう。

注3)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 17 年新潟県条例第 59 号)第 20 条第 2 項の規定に基づき、住宅について、犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する指針を次のように定める。

平成 17 年 10 月 20 日

新潟県知事 泉田 裕彦
新潟県公安委員会委員長 小林 宏一

住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

第 1 通則

1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成 17 年新潟県条例第 59 号）第 20 条第 2 項の規定に基づき、一戸建住宅、長屋建住宅及び共同住宅（以下「住宅」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造及び設備等に関する方策を示し、防犯性の高い住宅を普及させることにより、犯罪を未然に防止する環境を整備することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、新築、増改築又は修繕（模様替えを含む。）をしようとする住宅を対象とする。
ただし、修繕の場合はその修繕の内容に応じて該当する事項を適用する。
- (2) この指針は、住宅の建築主及び住宅を設計し、建築し、又は供給しようとする事業者並びに共同住宅を所有し、又は管理する者に対し、住宅及びその周辺環境の実情に応じて住宅の防犯性の向上に係る企画又は計画上参考となる手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、または規制を課すものではない。
- (3) この指針の運用に当たっては、建築関係法令、建築計画上の制約等に配慮し、住宅の建築主等による対応が困難と判断される項目については除外する。
- (4) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第 2 住宅の構造及び設備上配慮すべき事項

1 一戸建住宅及び長屋建住宅

- (1) 玄関
 - ① 玄関の位置
周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。
 - ② 玄関扉
玄関扉はスチール製等の破壊が困難な材質とし、デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない等のこじ開け防止に有効な構造とすること。
 - ③ 玄関扉の錠
玄関扉の錠は、破壊が困難なものとする。

また、ピッキング、サムターン回し及びカム送り(※注1)等による開錠が困難な構造又は開錠を困難にする措置を講ずること。

なお、主錠の他に補助錠を設置すること。

④ 玄関扉のドアスコープ、ドアチェーン等

住宅の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置したものとするとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置すること。

また、玄関の外側との間で通話が可能な機能を有するインターホン等を設置すること。

(2) 窓

住宅の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）については、錠付クレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置を講ずること。

また、法令等に支障のない範囲において、破壊が困難なガラスの使用、面格子や防犯フィルムの取付等侵入防止に有効な措置を講ずること。

(3) バルコニー

① バルコニーの配置

住宅のバルコニーは、縦樋、樹木、駐車場又は物置の屋根等を足場として侵入ができない位置に配置すること。やむを得ず縦樋等がバルコニーに接近する場合には、手すりを高くするなどのバルコニーへの侵入防止に有効な措置を講ずること。

② バルコニーの手すり

住宅のバルコニーの手すりは、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、見通しが確保された構造のものとする。

(4) その他

① 物置、塀及び生垣等

物置、塀、生垣等は、周囲からの見通しを妨げるものにならないよう配慮するとともに、侵入の足掛かりにならないように適切な場所へ配置すること。

② 空調室外機、配管、縦樋等

空調室外機、配管、縦樋等は、侵入の足掛かりにならないよう配慮すること。

③ 駐車場、自転車置場及びオートバイ置場

駐車場、自転車置場及びオートバイ置場は、道路、玄関又は居室の窓等から見通しが確保された位置に配置するとともに、照明設備の設置及び盗難防止の措置等を講ずること。

④ センサー付照明

夜間における不審者への威嚇や、居住者の帰宅時に周囲の様子が視認できるように、玄関付近等へ常時点灯する照明または人の動きを感知して点灯するセンサー付の照明を設置すること。

2 共同住宅

(1) 共用部分

① 共用出入口

ア 共用出入口の配置

共用出入口は、周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

見通しが確保されない場合には、防犯設備等見通しを補完する対策を講ずること。

と。

イ 共用出入口の照明設備

人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度(※注2)を確保すること。

② 管理人室

管理人室を設置する場合は、共用出入口、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置すること。

③ 共用メールコーナー

ア 共用メールコーナーの配置

共用メールコーナーは、共用出入口、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。

イ 共用メールコーナーの照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(※注3)を確保することが出来るものとする。

ウ 郵便受箱

郵便受箱は、施錠可能なものとする。また、共用玄関にオートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型（投入口を玄関扉の外側に設け、受取口を内側に設けた構造のものをいう。）とする。

④ エレベーターホール

ア エレベーターホールの配置

共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置すること。

イ エレベーターホールの照明設備

エレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保することが出来るものとする。

⑤ エレベーター

ア エレベーターの連絡及び警報装置

エレベーターは、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものとする。

イ エレベーターの扉

エレベーターのかご内及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓が設置されたものとする。

ウ エレベーターの照明設備

エレベーターのかご内の照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保することが出来るものとする。

⑥ 共用廊下、共用階段

ア 共用廊下、共用階段の構造等

共用廊下及び共用階段は、エレベーターホール等周囲からの見通しが確保された位置に配置すること。

また、各住戸のバルコニー等に近接する部分については、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とする。

共用階段のうち、屋外に設置されたものについては、住棟外部からの見通しが確

保され、また、屋内に配置されるものについては、各階において階段室が共用廊下に常時開放されたものとする。

イ 共用廊下、共用階段の照明設備

共用廊下及び共用階段の照明設備は、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度を確保することが出来るものとする。

⑦ 自転車置場及びオートバイ置場（以下「自転車置場等」という。）

ア 自転車置場等の配置

自転車置場等は、道路等、共用出入口又は居室の窓等から見通しが確保された位置に配置すること。

屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、外部から自転車置場等を見通すことが可能となるように開口部を確保すること。

イ 自転車置場等の盗難防止措置

自転車置場等はチェーン用バーラック、サイクルラックの設置等自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置が講じられていること。

ウ 自転車置場等の照明装置

人の行動を視認できる程度以上の照度(※注4)を確保すること。

⑧ 駐車場

ア 駐車場の配置

駐車場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置すること。屋内に配置する場合には、構造上支障のない範囲において、外部から駐車場を見通すことが可能となるように開口部を確保すること。

イ 駐車場の照明装置

人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。

⑨ 敷地内通路

ア 敷地内通路の配置

敷地内通路は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置すること。また、周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制等を踏まえて、道路等、共用玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置すること。

イ 敷地内通路の照明装置

敷地内通路には人の行動を視認できる程度以上の照度の照明設備を設置すること。

⑩ 児童遊園、広場及び緑地等

ア 児童遊園、広場及び緑地等（以下「広場等」という。）の配置

広場等は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置すること。

イ 広場等の照明設備

広場等には照明設備を設置すること。

⑪ 塀、柵及び生垣等

塀、柵及び生垣等は、プライバシーの確保及び構造上支障のない範囲において、周囲からの見通しを妨げるものとならないよう配慮するとともに、侵入の足掛かりにならないように適切な場所へ配置すること。

⑫ 防犯カメラ

ア 防犯カメラによる防犯対策の補完

共同住宅の管理人の有無、監視体制等を考慮し、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から防犯カメラを設置する場合、照度を確保した上で有効な位置、台数を検討し、適切に配置すること。

イ 個人のプライバシー保護に関する措置

防犯カメラを設置する場合には、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し適切な措置を講ずるものとする。

⑬ その他

ア 屋上

屋上は、出入口等に扉を設置し、屋上を常時居住者等に開放する場合を除き、当該扉は施錠可能なものとする。また、屋上がバルコニー等に近接する場所となる場合には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等バルコニー等への侵入防止に有効な措置を講ずること。

イ ゴミ置場

ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置とすること。

また、住棟と隔離されている場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置し、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。

ウ 集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しが確保された位置とすること。

(2) 専用部分

① 住宅の玄関

ア 玄関扉

玄関扉はスチール製等の破壊が困難な材質とし、デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない等のこじ開け防止に有効な構造とすること。

イ 玄関扉の錠

玄関扉の錠は、破壊が困難なものとする。

また、ピッキング、サムターン回し及びカム送り等による開錠が困難な構造又は開錠を困難にする措置を講ずること。

なお、主錠の他に補助錠を設置すること。

ウ 玄関扉のドアスコープ、ドアチェーン等

住宅の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置したものとするとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置すること。

また、玄関の外側との間で通話が可能な機能を有するインターホン等を設置すること。

② 窓

住宅の窓については、錠付クレセント、補助錠の設置等侵入防止に有効な措置をすること。

また法令等に支障のない範囲において、破壊が困難なガラスの使用、面格子や防犯フィルムの取付等侵入防止に有効な措置をすること。

③ バルコニー

ア バルコニーの配置

住宅のバルコニーは、縦樋、樹木、駐車場又は物置の屋根等を足場として侵入ができない位置に配置すること。やむを得ず縦樋等がバルコニーに接近する場合には、手すりを高くするなどのバルコニーへの侵入防止に有効な措置を講ずること。

イ バルコニーの手すり

住宅のバルコニーの手すりは、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、見通しが確保された構造のものとする。

第3 住宅の管理上配慮すべき事項

1 設置物、設備等の維持管理

(1) 防犯設備の保守点検

オートロックシステム、インターホン、防犯灯等の防犯設備が適正に作動しているかなどの定期点検を実施すること。

(2) 死角となる物の除去

共同住宅において共用廊下、共用玄関等に物置、ロッカー等が置かれていることにより、死角となる箇所が発生している場合には、これらを撤去し見通しを確保すること。

(3) 植栽のせん定等

植栽は、定期的にせん定又は伐採を行い、繁茂により死角となる箇所の発生を防止すること。

(4) 屋外の設置物等の維持管理

屋外に設置された機器等は、侵入の足掛かりとならないように適切な場所に配置すること。

また、火災の原因となる段ボール紙等の燃えやすいものは敷地内に放置しないこと。

2 管理組合等による自主的な防犯体制の確立

(1) 管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進

共同住宅の管理組合等を中心とした自主防犯活動を推進すること。

(2) 管轄警察署等との連携

防犯及び犯罪発生状況等の情報を有効に活用するため、必要に応じて管轄警察署等との連携に努めること。

(注1) いずれも住宅に侵入する手口であり、

「ピッキング」とは、特殊な工具等を用いてシリンダー部分を操作して開錠するもの。

「サムターン回し」とは、①ドアにはめられたガラスやドアスコープ、郵便受け、ドアノブなどを壊し、手や針金、特殊工具等を差し入れる②ドアの隙間から針金、特殊工具等を差し入れる等により、サムターン（錠を内側から開けるつまみ）を回して開錠するもの。

「カム送り」とは、特殊な工具を用いて錠シリンダーを迂回し、直接錠ケース内部に働きかけデッドボルト（かんぬき）を作動させて開錠するもの。

(注2) 「人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか分かる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）が概ね20ルクス以上のものをいう。

(注3) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。

(注4) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね3ルクス以上のものをいう。

新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 17 年新潟県条例第 59 号)第 27 条第 2 項の規定に基づき、防犯カメラの設置及び利用に関する指針を次のように定める。

平成 18 年 4 月 12 日

新潟県知事 泉田 裕彦
新潟県公安委員会委員長 小林 宏一

防犯カメラの設置及び利用に関する指針

1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成 17 年新潟県条例第 59 号）第 27 条第 2 項の規定に基づき、犯罪の防止を目的（副次的に犯罪の防止を目的とする場合を含む。）として設置及び利用する防犯カメラの適切な運用を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) 防犯カメラを設置し、または利用する者（以下「設置者」という。）は、防犯カメラの犯罪の防止への有用性と県民等の容ぼう・姿態をみだりに撮影されない自由の保護との調和を旨に、その設置及び利用に関し運用するものとする。
- (2) この指針は、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 定義

(1) 防犯カメラ

この指針は、次に掲げる公共の場所を撮影する防犯カメラを対象とする。

- ア 道路
- イ 公園
- ウ 広場
- エ 海岸
- オ 河川
- カ 鉄道の駅の自由通路

(2) 画像

画像とは、防犯カメラにより撮影または記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

4 管理体制

(1) 管理責任者等の設置

設置者は、防犯カメラの管理及び利用を適切に行うため、防犯カメラの管理責任者を設置する。

(2) 取扱者の指定

管理責任者は、防犯カメラ、モニター又は録画装置を設置する場合は、その機器の操作や画像の視聴を行う取扱者を指定し、指定された取扱者以外の操作を禁止するものと

する。

5 防犯カメラの適正な設置

(1) 設置の制限

設置者は、防犯カメラの設置及び運用に当たって、犯罪の防止効果を高めるとともに不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、撮影範囲を必要最小限とする。

(2) 設置の明示

設置者は、防犯カメラの設置及び運用に当たって、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に、防犯カメラの設置者や設置していることを明示する措置を講ずるものとする。

6 画像の適正な取扱

(1) 秘密保持

設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、当該防犯カメラの画像から知り得た県民等の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとし、設置者等でなくなった後においても同様とする。

(2) 画像の利用等の制限

設置者等は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとする。

ア 画像から識別される特定の個人の同意がある場合

イ 県民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

ウ 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

(3) 画像の適正管理

設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。

イ 画像の保存期間は、法令等に基づく手続により照会等を受けた場合を除き、原則として、最大1ヶ月以内の必要最小限の期間とする。

ウ 画像は、イに定める保存期間が終了した後、速やかに消去する。

エ 画像の記録された媒体は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所に保管する。

(4) 苦情等の処理

設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置等に関する苦情に適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(5) 管理・運用基準の作成

設置者は、当該防犯カメラの管理、運用等に関する基準を策定し、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう努めるものとする。なお、設置者等が策定する防犯カメラの管理、運用等に関する基準に記載する必要がある事項を例示すると、次のとおりである。

ア 防犯カメラの設置目的に関すること

イ 防犯カメラの適正な設置に関すること

- ウ 防犯カメラの管理責任者その他の防犯カメラの運用に従事する者の指定に関する
こと
 - エ 画像の利用等の制限に関すること
 - オ 画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の適正管理の措置に係る
次の事項に関すること
 - (ア) 画像の保存期間及び消去
 - (イ) 画像の記録された媒体の保管
 - カ 苦情処理に関すること
 - キ その他防犯カメラの設置、画像の取扱いを適正に行うために必要な事項
- (6) 取扱いの周知徹底
- 設置者は、管理責任者及び取扱者に対して、この指針及び自ら定める基準において、
画像の適正な取扱いについて、周知徹底を図るものとする。

7 その他

この指針で規定された以外の不特定多数の者が出入りする公が管理する公共施設に防
犯カメラを設置する場合には、この指針の趣旨に則り、管理運用の基準等を策定す
るものとする。

民間の防犯カメラの設置及び利用に関する留意事項

1 策定の趣旨

新潟県では、犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づいて、防犯カメラの設置及び利用に関する指針を策定しました。この指針は、道路、公園その他の不特定多数の者が出入りする主として公が管理する公共の場所に防犯カメラを設置する場合に、人権に配慮した取扱の基準を示したものです。

そこで、民間が管理する施設に防犯カメラを設置する場合においても、その留意事項を作成し、防犯カメラを設置し、利用する皆様に活用いただくことにより、防犯カメラによる犯罪の防止とプライバシー保護の調和を図ることとしました。

2 留意事項の性格

民間においては、事業形態等が様々であり、それぞれの施設の特異性に依じた防犯カメラの設置が考えられ、設備、維持経費、人員等にも違いがあります。

民間が防犯カメラを設置する場合は、当該施設の管理権限等の関係で指針と同様に一律の基準を示すことが難しい面があることから、「留意事項」を参考として、実情に応じて、適正な設置・運用に努めてもらうことが望まれます。

3 留意事項の内容

○ 防犯カメラとは

この留意事項の防犯カメラとは、民間が管理する不特定多数の者が出入する施設において、犯罪の防止を目的（犯罪の防止を副次的目的とする場合を含む。）として、継続的に設置しているカメラをいいます。

なお、ここでいう施設とは、例えば、金融機関の店舗、コンビニ、デパート、スポーツ・レジャー等の遊技施設及び駐車場等が挙げられます。

○ 防犯カメラで記録された画像

防犯カメラに記録された個人の画像は、個人情報であり、慎重な取扱いが求められます。

○ 責任者や操作担当者の指定

防犯カメラによって、個人を撮影することは、プライバシーに関わるものであることから、責任者や機器の操作担当者を定めるなど、適正な運用が必要です。

○ 防犯カメラの撮影範囲

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、撮影範囲を必要最小限として、防犯上不要な個人の画像を撮影しないように配慮してください。

○ 防犯カメラの設置の明示

防犯カメラが設置されていることをわかりやすく表示することにより、防犯カメラによる犯罪の抑止効果が高まるとともに、被撮影者に撮影していることを知らせ、設置区域に入らないという選択の機会を与えることが適当です。

○ 画像の取扱い

防犯カメラの責任者や担当者は、画像や画像から知り得た情報をみだりに他人に漏ら

してはなりません。

○ 画像の管理

- 保存期間を短くすることが、情報漏洩の防止につながります
- 保存の必要のなくなった画像は、直ちに消去し、機器の取扱をあらかじめ確認して、確実に消去してください。
- 画像の録画やモニター機器等がある部屋に部外者が入れないよう（又は見られないよう）にするなど、情報漏洩が起きないようにそれぞれの施設の状況に応じた対応が必要です。

○ 運用規程の作成等

防犯カメラの設置者は、この留意事項を参考にして、管理責任者や操作担当者等が適正な対応ができるように、具体的な配慮の必要事項の周知徹底を図るように努めてください。